

尾三地区自治体間連携協力に関する基本協定

日進市、みよし市、東郷町、豊明市及び長久手市（以下「連携市町」という。）は、次のとおり自治体間連携協力に関する基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、連携市町が、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に連携協力することにより、地域社会の持続的な発展、地域の課題への対応及び地域交流の活性化に寄与することを目的とする。

（連携協力する事項）

第2条 連携市町は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- (1) まちづくり及び地域の活性化に関すること。
- (2) 地域資源の相互活用に関すること。

（連携協力窓口）

第3条 連携市町は、本協定による連携の円滑な推進を図るため、尾三地区自治体間連携推進会議において連絡調整や協議を実施するものとする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項について必要がある場合は、連携市町が協議して定めるものとする。

協定締結を証するため、本協定書5通を作成し、連携市町署名捺印して、各1通を保有するものとする。

平成28年1月8日

日進市長

印

みよし市長

印

東郷町長

印

豊明市長

印

長久手市長

印